

## 横浜市立根岸小学校 PTA 慶弔規定

- 第1条 会員または児童が死亡したときは弔慰金 5,000 円をおくり弔意を表す。
- 第2条 会員が災害にあったときは見舞い金 3,000 円を贈る。地域災害は除く。
- 第3条 教職員が転退職したときは花束を贈る。
- 第4条 教職員の結婚に際しては祝金として 5,000 円、出産に際しては祝金 3,000 円を贈り敬意を表す。
- 第5条 会員が公的な表彰を受けたときは実行委員会で金額を決め祝金を贈り敬意を表す。
- 第6条 特別の事由がある場合は実行委員会で協議し決める。  
緊急の場合には会長の専決とする。
- 第7条 この規定の改廃は実行委員会の議決による。

- 付則
1. この規定は昭和 44 年 4 月 1 日より施行する。
  2. この規定は昭和 48 年 10 月 5 日より改正施行する。
  3. この規定は昭和 62 年 4 月 1 日より改正施行する。
  4. この規定は平成 14 年 4 月 1 日より改正施行する。
  5. この規定は平成 31 年 4 月 1 日より改正施行する。
  6. この規定は令和 4 年 4 月 1 日より改正施行する。